

日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書（案）

2017年に国連では、人類史上初めてとなる「核兵器禁止条約」が122か国の賛成を得て採択された。2020年10月には批准する国が50か国を超えたことにより、2021年1月22日に新たな国際法、国際条約として発効された。2024年12月現在、署名国は94か国、締約国（批准国）は73か国である。

「核兵器禁止条約」は、核兵器の開発、実験、製造、備蓄、移譲、使用とその威嚇（抑止力）など、核兵器に関わる活動を全面的に禁止し、核兵器の廃棄を目指すとともに、被爆者や核実験被害者への援助の責任を明記した画期的なものである。

これは、被爆者の長年にわたる苦しみと、それを再び繰り返させないという強い決意をもとに、日本と世界の多くの人々の核廃絶への願いが結実したものである。唯一の戦争被爆国である日本がこの条約を批准することは、核廃絶の世界の流れをリードすることになる。

精華町は1987（昭和62）年12月に「精華町非核・平和都市宣言」を発した町である。私たちは、日本政府が「核兵器禁止条約」に早急に署名・批准することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年7月1日

京都府精華町議会
議長 岡本 篤

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣